

許可の条件

別紙2

- 1 申請をした内容（時間、場所等）を必ず守ること。（準備、撤収も時間に含む。）
- 2 許可を受けていない場所の利用、立入をしないこと。
- 3 申請者は、事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為を生じさせないよう注意し、これを生じさせた場合は、申請者で責任を持って対処する。施設管理者の責めに帰することができない事由により、施設管理者又は第三者に損害が生じた場合は、申請者はその損害を賠償する責任を負う。
- 4 利用後は必ず原状回復をし、ゴミは全て持ち帰ること。設備、備品等を毀損、汚損した場合はこれを修理し、もしくはその損害を賠償すること。
- 5 必要な鍵は、管理事務所で借用し、鍵はストラップを付けたまま必ず着用すること。紛失等した場合は鍵交換に要する損害を賠償すること。
- 6 音、振動、臭気の発生等により周囲、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 7 電気、ガス、水道等を使用する場合は、施設管理者と事前に協議すること。内容に応じて、実費相当額を負担すること。
- 8 官公署等へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をすること。
- 9 その他施設管理者からの指示があった場合は、それに従うこと。
- 10 上記について施設管理者が不適切と判断した場合には、申請者に対し直ちに改善を求める。それでも事態の改善がなされないときは、施設管理者は使用停止を含めた必要な措置を講じることがある。

この他、埼玉県都市公園条例に定める禁止行為等は下記のとおりです。

埼玉県都市公園条例抜粋

(行為の禁止)

第八条 都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 四 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 立入禁止区域に立ち入ること。
- 六 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 七 ごみその他汚物を捨てること。
- 八 その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

(行為の許可)

第九条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。
- 二 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 三 業として写真又は映画等を撮影すること。
- 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 六 はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。

この許可の条件について、内容を確認し、遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 :

責任者 :

※控え（コピー）をとった上で、原本を提出すること。